2025年７月14日

各　位

会 社 名　株式会社東邦システムサイエンス
代 表 者　代表取締役社長　　小坂　友康
コード番号 4333　東証プライム市場
問合せ先　取締役経営管理本部長　　砂賀　昌代
(電話 03-3868-6061)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１.処分の概要

(１)処分期日	2025年８月８日
(２)処分する株式の種類及び数	当社普通株式15,044株
(３)処分価額	１株につき1,239円
(４)処分総額	18,639,516円
(５)処分予定先	当社の取締役(※)　　３名7,609株 当社の執行役員　　７名7,435株 ※社外取締役を除く。

２.処分の目的及び理由

当社は、2019年５月23日開催の当社取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)、執行役員及び理事が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、株式保有を通じた株主の皆様との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブ又は中期事業計画に代表される当社の中期的な業績及び株価の上昇に向けた中期インセンティブとして、対象取締役、執行役員及び理事に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することを決議し、また、2019年６月21日開催の当社第48回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額40百万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の総数は80,000株を上限とすること及び下記のとおり譲渡制限期間が異なる二種類の譲渡制限付株式を割当てること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、対象取締役については、当社第54回定時株主総会から2026年６月開催予定の当社第55回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、当社の執行役員については、当社第55期事業年度(2025年４月１日~2026年３月31日)に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役３名、当社の執行役員７名(以下、「割当対象者」という。)に対して支給された金銭報酬債権合計18,639,516円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式15,044株を割当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、株式保有を通じた株主の皆様との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして本制度の導入目的を長期的に実現することを目指すため、各割当対象者が割当てを受ける譲渡制限付株式のうち一部(以下、「譲渡制限付株式Ⅰ型」という。)については譲渡制限期間を30年間とし、中期事業計画に代表される当社の中期的な業績及び株価の上昇に向けた中期インセンティブを与えるという本制度の導入目的を中期的にも実現することを目指すため、その余の譲渡制限付株式(以下、「譲渡制限付株式Ⅱ型」という。)については譲渡制限期間を３年間としております。

３.割当契約の概要

①　譲渡制限期間

割当対象者は、その割当てを受ける譲渡制限付株式Ⅰ型につき2025年８月８日から2055年８月７日までの期間(以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」という。)、譲渡制限付株式Ⅱ型につき2025年８月８日から2028年８月７日までの期間(以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。)、それぞれ第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)。

②　譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅰ及び本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日(割当対象者が当社の執行役員及び理事の場合には、本譲渡制限期間Ⅰ及び本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日)までに当社の取締役、執行役員又は理事のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該割当対象者に割当てられた譲渡制限付株式Ⅰ型及び譲渡制限付株式Ⅱ型を、当該退任の時点をもって、それぞれ当然に無償で取得するものといたします。

また、譲渡制限付株式Ⅰ型については本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点(以下、「期間満了時点Ⅰ」という。)において、また譲渡制限付株式Ⅱ型については本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点(以下、「期間満了時点Ⅱ」という。)において、下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型がある場合には、それぞれ期間満了時点Ⅰ又は期間満了時点Ⅱの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③　譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅰ及び本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日(割当対象者が当社の執行役員及び理事の場合には、本譲渡制限期間Ⅰ及び本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日)まで継続して、当社の取締役、執行役員又は理事のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限付株式Ⅰ型については期間満了時点Ⅰをもって、また譲渡制限付株式Ⅱ型については期間満了時点Ⅱをもって、それぞれ当該時点において割当対象者が保有する譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、期間満了時点Ⅰ又は期間満了時点Ⅱよりも前に当社の取締役、執行役員又は理事のいずれの地位からも退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型に係る譲渡制限を解除するものといたします。なお、譲渡制限を解除する譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型の株式数は、在任月数に応じて調整することといたします。

④　株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、譲渡制限付株式Ⅰ型及び譲渡制限付株式Ⅱ型について記載又は記録する口座の開設を完了し、これらに係る譲渡制限がそれぞれ解除されるまでの間、譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型を当該口座に保管･維持するものといたします。

⑤　組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限付株式Ⅰ型については本譲渡制限期間Ⅰの期間中、また譲渡制限付株式Ⅱ型については本譲渡制限期間Ⅱの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点Ⅰ又は期間満了時点Ⅱより前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社の取締役、執行役員又は理事のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、在任月数に応じて調整した数の譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これらに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式Ⅰ型又は譲渡制限付株式Ⅱ型の全部をそれぞれ当然に無償で取得するものといたします。

４.払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年７月11日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,239円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上